

委託業務処理要領

- 1 業務名
旭川運転免許試験場除草業務
- 2 業務期間
契約締結の翌日から令和8年10月末日まで
- 3 契約の方法
北海道財務規則によるものとし、資材、労務、運搬共一式請負とする。
- 4 委託業務の内容
 - (1) 第1回除草（契約締結の翌日から7月17日までの期間）
除草場所
別添「コース外除草箇所」及び「コース内除草箇所」に示す7,258.27㎡。
 - (2) 第2回除草（9月中実施予定）
除草場所
上記(1)に同じ
 - (3) 業務実施時の留意事項
 - ア 機械の使用については支障がないが、工作物との取合部分は人力刈りとすること。
また、刈草、飛び石などの飛散防止措置を確実に行之、駐車車両に対する汚損・損傷を与えないこと。
 - イ 作業は、刈り高3cm程度とすること。
 - ウ 業務実施日及び実施時間の制限
試験コースと接する部分は、次の日時について技能試験等で試験コースを使用するため、業務を実施できない。
 - (ア) 第1及び第3日曜日（午前9時から午後4時）
 - (イ) 平日の午前9時から午後4時まで※ただし、コース使用状況により除草業務実施可能な場合がある。
 - (4) 作業予定表の提出
業務実施前に別紙1「業務予定表」を提出し、委託者と協議すること。
 - (5) 一般廃棄物（刈草）の収集運搬
一般廃棄物の収集運搬については、法令を遵守し適法に搬送すること。
 - (6) 一般廃棄物（刈草）の処分
処分については、旭川市が許可した一般廃棄物の処分場に搬入することとするが、処分場所が決定した際は、速やかに支出負担行為担当者に書面で報告し、その承認を得ること。
また、廃棄物の処分完了（数量確定）後、速やかに別紙2「廃棄物処理報告書」に計量票を添付して支出負担行為担当者に提出すること。
 - ア 一般廃棄物処分予定場所
株式会社八鍬組
旭川市西神楽南16号（17.8キロメートル）
 - イ 刈草総重量見込み
第1回目5.0t（概数）

第2回目5.0t(概数)それぞれ数量確定後に変更契約を実施する。

(7) 実績報告書等の提出

業務完了後、別紙3「実績報告書」(図示した場所の業務前、業務完了後の写真、ゲージを使用した刈り高3cm以下が判明できる写真、廃棄物運搬、処理状況の写真を添付すること)を提出すること。

5 安全管理

本業務実施にあたり事故のないように十分留意すること。もし、他の物件等に損傷を与えた時は受託者の負担にて復旧すること。

6 その他

不明な点がある時は業務担当員と協議の上、実施すること。

除草（第1回・第2回 共通）

コース外除草面積内訳 (㎡)

区分	面積
①	924.50
②	715.90
③	370.20
④	295.80
⑤	127.60
⑥	28.00
⑦	28.80
⑧	56.70
⑨	390.60
⑩	569.10
⑪	264.50
⑫	78.80
⑬	165.90
⑭	76.50
⑮	617.30
⑯	45.00
⑰	198.00
⑱	417.70
⑲	59.20
計	5430.10

除草面積合計(㎡)

7258.27

コース内除草面積内訳 (㎡)

区分	面積
ア	82.09
イ	53.21
ウ	52.07
エ	84.96
オ	92.96
カ	85.49
キ	89.18
ク	55.59
ケ	59.28
コ	40.89
サ	63.99
シ	41.97
ス	39.46
セ	61.49
ソ	41.97
タ	61.21
チ	52.07
ツ	80.46
テ	92.57
ト	24.77
ナ	13.50
ニ	13.50
ヌ	48.70
ネ	55.73
ノ	28.00
ハ	45.42
ヒ	36.82
フ	51.50
ヘ	42.75
ホ	22.53
マ	40.16
ミ	7.50
ム	43.23
メ	37.16
モ	12.43
ヤ	13.33
ユ	60.23
計	1828.17

廃棄物処理報告書

令和 年 月 日

北海道警察旭川方面本部長 様

住所
受託者
氏名

業務名 旭川運転免許試験場敷地除草業務

上記業務に関し、別紙のとおり処理し、数量が確定したので報告します。

刈草総重量 t

注) この報告書には、計量票を添付すること。

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

北海道警察旭川方面本部長 様

住 所
受託者
氏 名

業務名 旭川運転免許試験場敷地除草業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

- 1 業務完了年月日 令和 年 月 日
- 2 成果品 別紙のとおり
- 3 その他

コース内 除草箇所

... 実施箇所

